

自治労福島県職員連合労働組合退職互助会給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、自治労福島県職員連合労働組合退職互助会（以下「会」という。）運営規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、給付等の要件及び額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の種類)

第2条 給付の種類は次のとおりとする。

- (1) 医療給付金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 退会一時金
- (4) 健康祝い金

(医療給付金)

第3条 医療給付金は、医療保険、後期高齢者医療制度及び公費負担の各制度による退職会員の医療費の自己負担額（以下「自己負担額」という。）を給付対象とする。ただし、入院時の食事療養費の標準負担額及び、はり、きゅう、マッサージ、柔道整復術、コルセット等の自己負担額を除く。

2 70歳未満の自己負担額に対する医療給付は、別表1による給付対象額を限度とする。なお、所得区分の上位所得ア、イの医療給付、高額療養費に該当した場合の医療給付についても別表1を適用する。なお、高額療養費等に該当した場合は、各保険者が発行する健康保険限度額適用認定証、または、高額療養費支給決定通知書の写しを添付し、請求することとする。

3 後期高齢者医療制度または 高齢受給者証の交付を受けた者にかかる医療給付の給付対象額は、1ヵ月あたりの診療報酬の1割相当額とする。なお、給付対象額は各医療制度ごとに別表2の額を限度とする。ただし、70歳未満で後期高齢者医療制度適用者は除く。

第4条 医療給付金は、この規程の他に定める場合を除き、退職会員が退職後のかつ60歳に達した年度の翌年度の4月1日から満75歳に達した日の属する年度の3月31日までの期間に給付事由が生じた自己負担額の8割を給付する。ただし、70歳到達者については、第3条3項に基づいた給付対象額を適用する。

2 旧規約退職会員の医療給付金は、当分の間、月毎、医療機関毎、調剤薬局毎の自己負担額の7割から、それぞれ3,000円を控除し、その額に100円未満の端数がある場合は、100円未満の端数を切り捨てた額を給付する。

3 旧規約退職会員に対する医療給付期間は、規則第4条(5)の規定に基づき、満80歳に達する日の属する年度の3月31日までとする。

4 年度の途中において退職会員に移行した者が、既に前年度の3月31日で60歳以上に達しているときは、退職会員に移行した日以降に発生した自己負担額の8割を給付する。

5 他の法令等により給付があったときは、その額を除く自己負担額を給付対象額とする。

6 第1項の規定にかかわらず、凍結会員は、医療給付金を給付しない。

(死亡弔慰金)

第5条 死亡弔慰金は、退職会員が死亡したときに給付する。

2 死亡弔慰金の額は、規則第6条に定める付託金の額から既に給付された医療給付金と健康祝い金の総額を差し引いた後の額、もしくは付託金の額から既に給付された健康祝い金の総額を差し引いた後の額から同条に定める医療費充当金を控除した後の額のいずれか少ない方の額とする。

ただし、その額が2万円に満たないときは2万円とする。

3 退職会員のうち60歳に達しないため医療給付金の給付を据え置かれている会員が死亡したときの死亡弔慰金の額は、その会員の付託金の額とする。

(退会一時金)

第6条 退職会員が退会するときは、規則第6条に定める付託金の額から既に給付された医療給付金と健康祝い金の総額を差し引いた後の額もしくは、付託金の額から同条に定める医療費充当金を控除した後の額から既に給付された健康祝い金の総額を差し引いた後の額のいずれか少ない方の額を退会一時金として給付する。

第7条 第2条の(1)(2)(3)(4)の給付を受けようとする者は、会所定の様式により理事長あて請求するものとする。

(健康祝い金)

第8条 第4条第1項の期間に医療給付を受けなかった退職会員(据置会員及び凍結会員を除く)に対し、10万円を給付する。ただし、1999年4月1日以降に移行した会員とし、次の各号の全ての要件を満たした場合に限る。

- (1) 毎年の4月1日現在において、継続して5年間医療給付を受けなかった退職会員とする。
- (2) 医療給付金の額と健康祝い金の合計の額が付託金の額に満たない退職会員とする。
- (3) 健康祝い金の給付から5年間医療給付を受けていない退職会員とする。

2 前項により健康祝い金の支給を受けた場合は、その期間の医療給付金を遡って請求することはできない。

(規程の改正)

第9条 この規程は、評議員会の議を経なければ改正することができない。

附 則

- 1 この規程は、1999年4月1日から施行する。
- 2 自治労福島県職員労働組合退職互助会給付規程(1984年4月1日施行)は廃止する。
- 3 旧規約退職会員のうちこの規程施行日において60歳に達していない者の第3条から第6条までの規定の適用については、規則第5条に規定する退職会員に移行した者とみなす。
- 4 この規程は1999年6月29日改正し、同年4月1日から適用する。
- 5 この規程は2000年6月26日一部改正し、同年4月1日から適用する。
- 6 この規程は2001年12月11日一部改正し、2002年4月1日から適用する。
- 7 第3条の第2項、第3項の規程は2002年12月17日一部改正し、2003年1月1日から適用する。
- 8 第4条の第6項の規程は2003年4月1日から適用する。
- 9 この規程は、2003年12月18日に一部改正し、2004年4月1日から適用する。
なお、改正後の退職互助会給付規程第4条第3項の規定は、2006年4月1日から適用する。
- 10 第3条第3項、第4条第1項及び第8条の規程は、2005年12月14日に一部改正し、2006年4月1日から適用する。
- 11 第4条第4項および第5項の規程は、2006年6月28日に一部改正し、2006年4月1日から適用する。
- 12 この規程は2006年6月28日に一部改正し同日から適用する。
- 13 第3条第1項から第3項および第4条第5項の規程は、2008年12月18日に一部改正し、2009年4月1日より適用する。
- 14 第8条の規程は2009年12月21日に一部改正し、2010年4月1日より適用する。
- 15 第8条の規程は、2010年4月1日以前において5年以上給付を受けなかった退職会員にも適用する。
- 16 第5条の第2項、第6条及び第7条の規程は2010年2月22日に一部改正し、同年4月1日から適用する。
- 17 この規程は2015年6月27日に一部改正し、同年1月1日から適用する。
- 18 この規程は2017年12月16日に一部改正し、同日から適用する。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

○70 歳未満

所得区分	自己負担額に対する医療給付対象額
上位所得 ア、イ	72,300 円
多数該当	
一般 ウ	72,300 円
多数該当	40,200 円
一般 エ	57,600 円
多数該当	40,200 円
住民税非課税世帯 オ	35,400 円
多数該当	24,600 円

別表 2 (第 3 条第 3 項関係)

○70 歳以上

	自己負担額に対する医療給付対象額 (各医療制度ごと)	
	(外来+入院)	
	外来(個人ごと)	※世帯合算額
一定以上所得者	12,000 円	40,200 円
一般	12,000 円	40,200 円
住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
I		15,000 円
II		